(再審査等の資料の基準)

第76条 法第十四条又は第十九条の二の承認を受けた者が行う医療機器の臨床試験の 実施に係る法第十四条の四第四項及び第十四条の六第四項(これらの規定を法第十九条 の四において準用する場合を含む。)に規定する資料の収集及び作成については、第四 条から第六条まで、第七条(第三項第一号を除く。)、第九条、第十条(第一項第二号 を除く。)、第十一条から第二十四条まで、第二十五条、第二十六条から第三十一条ま で、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条から第七十五条までの規定を準用す る。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「治験」とあるのは「製造 販売後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書 」と、「治験責任医師」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内管 理人」とあるのは「選任製造販売業者」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後 臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員 会」と、「治験分担医師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担医師」と、「治験責任 医師等」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは 「製造販売後臨床試験依頼者」と、「治験機器管理者」とあるのは「製造販売後臨床試 験機器管理者」と、「治験協力者」とあるのは「製造販売後臨床試験協力者」と、「治 験審査委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会」と、「専門治験審査委員 会」とあるのは「専門製造販売後臨床試験審査委員会」と、「治験審査委員会等」とあ るのは「製造販売後臨床試験審査委員会等」と、これらの規定(見出しを含み、第十一 条、第二十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第二十五条第一項並びに第 五十八条を除く。)中「治験機器」とあるのは「製造販売後臨床試験機器」と、第十一 条中「治験機器」とあるのは、「被験者、製造販売後臨床試験責任医師等又は製造販売 後臨床試験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態(以下「盲検状態」と いう。)にした製造販売後臨床試験機器」と、第十五条中「治験の依頼をしようとする 者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人 で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、こ の者(以下「治験国内管理人」という。)」とあるのは「法第十九条の二第三項の規定 により選任した医療機器の製造販売業者(以下「選任製造販売業者」という。)」と、 第二十四条第一項第一号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、同条第 一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「治験機器」とあるのは「盲検状態に した製造販売後臨床試験機器」と、同条第二項各号の「予定される」とあるのは「承認 されている」と、第二十五条第一項中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販 売後臨床試験機器」と、第二十六条見出し中「多施設共同治験」とあるのは「多施設共 同製造販売後臨床試験」と、第二十八条第二項中「被験機器について法第八十条の二第 六項」とあるのは「当該製造販売後臨床試験において発生した被験機器について法第七 十七条の四の二」と、「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師 」と、同条第三項中「治験実施計画書及び治験機器概要書」とあるのは「製造販売後臨 床試験実施計画書」と、第三十四条第一項中「に係る医療機器についての製造販売の承 認を受ける日(第三十二条第三項の規定により通知したときは、通知した日後三年を経 過した日)又は治験の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日ま での期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了した日後五年間」と、第五十三条中 「に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第三十二条第三項又は第四十 三条第三項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは 終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又 は再評価が終了する日まで」と、第五十七条見出し中「治験事務局」とあるのは「製造 販売後臨床試験事務局」と、第五十八条中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製 造販売後臨床試験機器」と、第六十条第二項中「通知を受けたとき又は第三十二条第三 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 四十三条第三項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知 った旨の通知」とあるのは「通知」と、第六十一条第二項中「に係る医療機器について の製造販売の承認を受ける日(第三十二条第三項又は第四十三条第三項の規定により通 知を受けたときは、通知を受けた日後三年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了

の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再 評価が終了する日まで」と、第六十二条第二号中「治験実施計画書、治験機器概要書」 とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と読み替えるものとする。

適用対象について

薬事法第14条の4に基づく再審査申請、第14条の6に基づく再評価申請を行 う際に提出する資料の適合性の基準のうち製造販売後臨床試験に関するもの。ただ し、製造販売後臨床試験を実施する際には、本基準によるほか、「医療機器の製造 販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第3 8号。以下、「医療機器GPSP省令」という。)による。

2 適用基準について

1) 承認審査資料の基準を読替えることを除き原則的に同じであること。

2) 製造販売後臨床試験の特性に鑑み、適用除外として次のようなものがある。

第7条第3項第1号

第70条第1項(被験者となるべき者に対する説明と同意)及び第2項(代 諾者に対する説明と同意)の同意を得ることが困難と予想される者を対象にし ている場合に、実施計画書に記載しなければならない事項のうち、「当該被験 機器が、生命が危険な状態にある疾病者に対して、その生命の危険を回避する ため緊急に使用される医療機器として、製造販売承認を申請することを予定し ているものであることの説明。」を除外する。

(製造販売後臨床試験の場合)

治験段階の機械器具等にあっては、有効性が確認されていないが、承認後に実 施される再審査、再評価のための製造販売後臨床試験においては、適用する必要 が無いため適用除外とする。

第8条

第5条に規定する被験機器の品質、安全性、性能に関する試験その他治験の 依頼をするために必要な試験により得られた資料及び被験機器の品質、有効性 及び安全性に関する情報に基づいた治験機器概要書の作成と改訂を除外する。

(製造販売後臨床試験の場合)

製造販売後臨床試験は既承認医療機器を用いて行われるため、治験機器概要書 にあたるものの作成を行う必要はないため適用除外とする。なお、盲検比較試験 においても既承認医療機器が用いられるが、この際にも使用される被験機器及び 対照機器は、製造販売後臨床試験実施計画書中で明らかなため概要書の作成を求 めない。

③ 第10条第1項第2号

治験の依頼をしようとする者があらかじめ実施医療機関の長に提出しなけれ ばならない文書から、治験機器概要書を除外する。

(製造販売後臨床試験の場合)

②の理由と同様に製造販売後臨床試験においては治験機器概要書にあたるもの を作成する必要はないため適用除外とする。

④ 第32条第3項

治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料 を法第14条第3項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、 その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならな い。

(製造販売後臨床試験の場合)

医療機器GPSP省令では、製造販売業者等にその実施する製造販売後臨床試 験等に関し、製造販売後調査等手順書(医療機器GPSP省令第3条)及び製造 販売後調査等基本計画書等(同第4条第3項)の作成を求めているため適用除外 とする。

3) 再審査等の資料の基準における読替え

治験→製造販売後臨床試験

治験実施計画書→製造販売後臨床試験実施計画書

治験責任医師→製造販売後臨床試験責任医師

治験国内管理人→選任製造販売業者 治験調整医師→製造販売後臨床試験調整医師 治験調整委員会→製造販売後臨床試験調整委員会 治験分担医師→製造販売後臨床試験分担医師等 治験查養」 治験依頼者→製造販売後臨床試験機器管理者 治験機器管理者→製造販売後臨床試験機器管理者 治験機器管理者→製造販売後臨床試験機器管理者 治験協力者 治験協力者 資金員会→製造販売後臨床試験審查委員会 專門治験審查委員会→製造臨床試験審查委員会 等 治験用→製造販売後臨床試験 治験用→製造販売後臨床試験 治験用→製造販売後臨床試験 治験共同治験→多施設共同 多施設共同

治験事務局→製造販売後臨床試験事務局 4)製造販売後医療機器(市販医療機器)を用いる製造販売後臨床試験の特例

### ① 第11条

製造販売後臨床試験の依頼をしようとする者は、製造販売後臨床試験の契約が締結される前に、実施医療機関に対して被験者、製造販売後臨床試験責任医師等又は製造販売後臨床試験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態(盲検状態)にした製造販売後臨床試験機器を交付してはならない。

(製造販売後医療機器を用いる場合)

そもそも製造販売後医療機器は、臨床現場に提供されているものであり、契約の締結に関わらず販売、授与又は賃貸されることが想定されるものであり、契約前の交付を禁じる意味がないため適用除外とされている。

## ② 第24条

- 第1項 製造販売後臨床試験依頼者が盲検状態にした製造販売後臨床試験機 器又はその容器若しくは被包に邦文で記載しなければならない事項。
- 第2項 製造販売後臨床試験依頼者が製造販売後臨床試験機器に添付する文書、その盲検状態にした製造販売後臨床試験機器又は容器若しくは被包(内袋を含む。)に記載してはならない事項。
- 第5項 製造販売後臨床試験依頼者が盲検状態にした製造販売後臨床試験機器に関する作成しなければならない記録。
- 第6項 製造販売後臨床試験依頼者は、製造販売後臨床試験の契約の締結後 遅滞なく、実施医療機関における盲検状態にした製造販売後臨床試験機器 の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関の長に交付しなけれ ばならない。
- 第7項 製造販売後臨床試験依頼者は、必要に応じ、盲検状態にした製造販売後臨床試験機器の使用方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを製造販売後臨床試験責任医師等、製造販売後臨床試験協力者及び第58条第1項に規定する製造販売後臨床試験機器管理者に交付するとともに、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。

(製造販売後医療機器を用いる場合)

上記各項は、製造販売後医療機器を用いた場合には適用されない。なお、第3項は、元々盲検状態の医療機器に関する条項であり製造販売後の医療機器を用いた場合は関係ないこと。また、第4項は適切な包装を求めるものであり盲検状態の有無に関わらず遵守すべき事項である。

#### ③ 第25条

製造販売後臨床試験の依頼者は、盲検状態にした製造販売後臨床試験機器の 品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管 理の方法が採られている製造所において製造された盲検状態にした製造販売後 臨床試験機器を、製造販売後臨床試験依頼者の責任の下、実施医療機関に瑕疵 のない状態で交付しなければならない。

(製造販売後医療機器を用いる場合)

製造販売後の医療機器を用いる場合は、医療機器QMSが既に適用されている

ため、本項を新たに適用する必要はない。

④ 第58条 (盲検状態にした製造販売後臨床試験機器の管理)

第1項 実施医療機関の長は、第24条第6項の手順書を製造販売後臨床試 験機器管理者に交付しなければならない。

第2項 前項の製造販売後臨床試験機器管理者は、第24条第6項の手順書に従って盲検状態にした製造販売後臨床試験機器を適切に管理しなければならない。

(製造販売後医療機器を用いる場合)

製造販売後医療機器を用いる場合は第24条第6項で求める製造販売後臨床試験の管理の手順書による管理を行う必要はない。但し、自主的にこれを作成し管理を行うことを妨げるものではない。

### 6. 第六章 治験の依頼等の基準

(法第80条の2第1項の厚生労働省令で定める基準)

第77条 法第八十条の二第一項に規定する治験の依頼については、第四条第一項、第五条、第七条第一項(第九号及び第十一号から第十三号までを除く。)、第八条第一項、第十一条、第十三条(第一項第十一号、第十三号から第十六号まで及び第十八号を除く。)、第十四条及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験機器の管理、医療機器の不具合に関する情報(以下「不具合情報」という。)等の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「治験機器の管理及び記録の保存の」と、第五条中「試験その他治験の依頼をするために必要な試験」とあるのは「試験」と、第十三条第一項中「前条の規定により」とあるのは「治験の依頼及び管理に係る」と読み替えるものとする。

本条は、法第80条の2第1項の厚生労働省令で定める基準、すなわち治験の依頼をしようとする者が治験の依頼をする際に従うべき基準(治験の依頼の基準)を定めている。

2. 治験の依頼の基準は、承認審査資料の基準である治験の依頼に関する基準(第2章、第4条~第15条)と基本的に内容が同じであるため、同一の条項を準用することとしているが、本基準が被験者の保護のために設けられ、その違反について罰則の適用があることに鑑み、被験者保護のため特に重要な規定のみを準用し、必要な読み替えを行うこととしている。

(法第80条の2第4項の厚生労働省令で定める基準)

- 第78条 治験依頼者が治験を依頼する場合において、法第八十条の二第四項に規定する治験をすることについては、第四十六条から第七十五条まで(第四十八条第一項第二号、第五十条第四項、第五十一条第四項及び第七項、第五十二項第三項並びに第六十八条第三項を除く。)の規定を準用する。
- 2 自ら治験を実施しようとする者が治験を実施する場合において、法第八十条の二第 四項に規定する治験をすることについては、第十六条第一項、第十七条、第十八条第 項(第十号及び第十二号から第十四号までを除く。)、第十九条第一項、第二十一条( 第九号、第十号及び第十二号から第十四号までを除く。)、第二十三条、第三十五条( 第一項第五号及び第七項を除く。)、第四十条第一項及び第三項、第四十五条第五号並 びに第四十六条から第七十五条まで(第四十八条第一項第一号、第五十一条第六項及び 第八項並びに第六十八条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第十 六条第一項中「治験実施計画書の作成、治験機器の管理、不具合情報等の収集、記録 の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る」とあるのは「治験機器の管理及び記 録の保存の」と、第十七条中「試験その他治験を実施するために必要な試験」とあるの は「試験」と、第三十五条第五項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、 「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第四十五条中「適切に保存」とあるのは「 保存」と読み替えるものとする。治験依頼者が治験を依頼する場合において、法第八十 条の二第四項に規定する治験をすることについては、第四十六条から第七十五条まで( 第四十八条第一項第二号、第五十条第三項、第五十一条第三項及び第五項並びに第五十 二条第三項を除く。)の規定を準用する。

第78条第2項で定められた規定は、法第80条の2第4項に規定する「厚生労働省令で定める基準」として自ら治験を実施しようとする者及び自ら治験を実施する者にそれぞれ適用すること。

本条は、法第80条の2第4項の厚生労働省令で定める基準、すなわち治験の依頼 を受けた者が治験をする際に従うべき基準(治験を行う基準)を定めている。

治験を行う基準は、承認審査資料の基準としての治験を行う基準(第4章、第46条~第75条)と内容が全く同じであるため、同一の条項を準用することとしている。

(法第80条の2第5項の厚生労働省令で定める基準)

第79条 法第八十条の二第五項に規定する治験の管理については、第二十四条(第一項第五号及び第七項を除く。)、第二十九条第一項並びに第三十四条第一項(第一号から第四号までを除く。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、第二十四条第五項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第三十四条第一項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

本条は、法第80条の2第5項の厚生労働省令で定める基準、すなわち治験の依頼 をした者が治験を管理する際に従うべき基準(治験の管理の基準)を定めている。

治験の管理の基準は、承認審査資料の基準である治験の管理に関する基準(第3章、第24条~第34条)と基本的に内容が同じであるため、同一の条項を準用することとしているが、本基準が被験者の保護のため設けられ、その違反について罰則の適用があることに鑑み、被験者保護のため特に重要な規定のみを準用し、必要な読み替えを行うこととしている。

### 7. 附則

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律 (平成十四年法律第九十六号) の施行の日 (平成十七年四月一日) から施行する。

(承認審査資料の基準に関する経過措置)

第二条 法第十四条第三項に規定する資料のうち、この省令の施行の前に収集され、 又は作成されたもの及びこの省令の施行の際に現に収集され、又は作成されている ものについては、第三条第一項中「第二章第一節、第三章第一節及び第四章(第四 十八条第一項第二号、第五十条第三項、第五十一条第三項及び第五項、第五十二条 第三項並びに第六十八条第三項を除く。)の規定の定めるところ」とあるのは、「第 四十九条第一項、第五十四条、第六十四条、第六十七条第一項並びに第七十条第一 項及び第二項の規定の定めるところ並びに薬事法施行規則等の一部を改正する省 令(平成十六年厚生労働省令第百十二号)第一条の規定による改正前の薬事法施行 規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十七条の規定の例」と、第七十条第一項 中「文書により適切な説明を行い、文書により同意」とあるのは「適切な説明を行い、同意」とする。

(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に関する経過措置) 第三条 この省令の施行前に治験の計画書であって、第七条第一項(第二号から第四 号まで及び第九号から第十三号までを除く。)の規定に適合するものが作成されて いた場合における当該治験に係る法第八十条の二第一項に規定する治験の依頼に ついては、第七十七条の規定にかかわらず、薬事法施行規則等の一部を改正する省 令(平成十六年厚生労働省令第百十二号)第一条の規定による改正前の薬事法施行 規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十七条の規定の例による。

## (施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

#### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中第四十七 条の改正規定(同条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える部分に限る。) は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この省令の施行前に実施された又はこの省令の施行の際現に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(次条において「新令」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第三条 この省令の施行前に治験実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)又は製造販売後臨床試験実施計画書(この省令による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する第七条第一項から第三項まで(同項第一号を除く。)の規定に適合するものに限る。)が作成された医療機器の臨床試験(前条に該当するものを除く。)については、新令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### (第1条関係)

1 改正GCP省令は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、改正GCP 省令第47条第3項の規定(治験審査委員会の手順書等の公表)は、平成22年4 月1日から施行すること。

2 第71条第1項第15号の留意事項((第1項)4)については、第47条第3 項の治験審査委員会に関する情報の公表に伴うものであるため、平成22年4月1 日以降治験審査委員会の会議の記録の概要を公表した後に、被験者に交付する説明 文書から適用されること。

(第2条関係)

1 経過措置として、改正GCP省令が施行される平成21年4月1日より前に実施 された治験又は平成21年4月1日時点で実施されている治験については、なお従 前の例によること。

〈第3条関係〉

1 経過措置として、改正GCP省令が施行される平成21年4月1日より前に治験 実施計画書(GCP省令第7条第1項から第3項まで又は第18条第1項から第3 項までの規定に適合するものに限る。)等が作成された治験(上記(第2条関係) 1に該当するものを除く。)については、なお従前の例によること。

# (別添1)

## 治験機器概要書の構成

項目	(参考)
	ISO14155
	Part 1
表紙	
・治験依頼者の名称	
・治験機器を識別する記号等	
・治験機器概要書の発行日	
・版番号並びに改訂前の版番号及びその編集日	
秘密の保全に関する記述	
目次	
要約	
序文	a)
被験機器の構造・原理に関する概要	
・被験機器の概要(形状及び構造等の記述を含む)	b)
・作用原理、特性等	c)
・臨床上の性能	d)
・原材料及び組成、又は成分等	e)
・規格及び試験方法	h)
リスク分析の結果及び治験責任医師等に対するガイダンス	
・リスク分析の結果	i )
・予測される不具合等	
・治験責任医師に対するガイダンス	
非臨床試験成績の要約	f)
臨床試験成績の要約	g)
・国内外の先行する臨床試験成績	
・国内外の使用状況等	
・その他(類似の医療機器の臨床試験成績等)	

## (別添2)

## 治験の総括報告書の構成と内容

項目	内容
1. 表紙	・治験の標題
	・対象とした使用目的、効能又は効果
	<ul><li>標題から明らかでない場合、デザイン、比較、期間、使用方</li></ul>
	法 及び患者母集団についての簡潔な記述
	<ul><li>治験依頼者名</li></ul>
	・治験計画書の識別コード(又は番号)
	・治験開始日
•	・早期中止した治験であればその日付
#	· 治験終了日
	・治験調整医師または治験依頼者の医学等治験専門家の氏名と
	所属及び治験依頼者の担当者の連絡先
	- 治験依頼者側の署名者の氏名
	・必須文書の保管も含め、医療機器の臨床試験の実施に関する
	基準 (GCP) に従って治験が実施されたことを示す陳述
	・報告書の日付
2. 要約	表題、序文、目的、被験者、試験方法、試験結果、結論、試験開始
2. 安心	日及び終了日、あるいは中止があった場合は中止日を記載する(表
	紙に記載ある事項は省略できる)。
	MICHERALD OF AIGHT CC O.
3. 目次	
4. 序文	①当該医療機器の開発と臨床試験の関連性
	②治験計画書作成において準拠したガイドライン又は審査当局との
	治験相談において交わされた合意事項
5. 材料及び方法	
5. 1 医療機器に	①当該医療機器及び保存条件、使用方法、使用期限等の概要説明
関する記述	②治験実施中に当該医療機器に加えられた全ての原材料又は構成部
	品等の変更
5. 2治験実施計	- ①当該治験の目的
画書の要約	②当該治験のデザイン ・試験の種類 ・試験のエンドポイント
	③倫理的配慮
	④データの品質保証
	⑤当該治験における被験者集団 組み入れ/除外基準 症例
	数(又は罹患病変数)
	⑥治療内容及び割り付け
	⑦検査・観察項目
	⑧併用薬剤・療法
	⑨フォローアップ期間
	⑩統計解析・試験の仮説及び成否判定基準・症例数の設定根
	拠 · 統計解析方法

6. 結果 ①試験開始日	
②試験終了日もしくは中断	iA
③被験者及び治験機器の取	
④被験者の内訳	( ) 1)/( )
(中) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	
⑤治験実施計画書の遵守	
⑥結果の分析 下記事項を	合める。
	上の取り扱い(フォロ―アップ不能症例
または脱落例)・治験実施計画書に	設定された性能または有効性の解析結果
圏別など)	団における層別解析(男女別、人種/文化
	全ての有害事象、全ての不具合等(当該
	かによらない)、その重篤度、必要とな
った治療、転帰及びの判定	が当該機器との因果関係に関する担当医師
7. 考察及び結論 ①性能及び安全性に関する	る試験結果
②リスク及び利益との関連	
③試験結果の臨床的意義。 討	と重要性についての他のデータとの比較検
	集団に対する特定の利益や注意事項
5将来的な試験実施の可能	
8. 略語等の定義	IC I
9. 倫理(委員会) ①治験計画書及び全ての3	変更に対して治験審査委員会にて審査され
たことの確認	台験審査委員会に関するリスト (添付資
	台験審査委員会に関するリスト (添付資
料として)   10. 治験担当医師 ①治験管理組織	
	医師等のリスト(添付資料として)
及び石級自生和極(この高で百銭)に石級負は「	<b>空間寺のサスト (旅門員社 こして)</b>
1 1. 署名欄	
12. 報告書の添付 ①変更を含む治験実施計	画書
	な治験参加者の一覧表及び説明(簡潔な(
	験の実施に関連する訓練や経験についての
	む)及び所属医療機関のリスト
	- 中核検査施設、CRO、専門家など)
<ul><li>4)モニタのリスト</li></ul>	
5治験審査委員会のリス	<b>F</b>
	· データセット(以下の内容を含む)

⑦治験実施計画書からの全ての逸脱
⑧全ての有害事象
全ての不具合等
⑨監査の結果
⑩脱落及び中止
⑪その他